



婚姻費用は「子どもの生活費＋配偶者の生活費」

養育費は「子どもの生活費」

離婚が成立すると元配偶者の生活費まで支払う義務はなくなります  
(法律上の扶養義務がなくなる為)。

ただし、元配偶者と同居している子どもへの扶養義務までなくなる  
訳ではありません(養育費を受け取るのは子どもの権利)。

上記は質問への回答が主でしたので、個々による様々な経緯等はご  
相談いただければ幸いです。

◆夢を応援基金 ひとり親家庭支援就学金制度奨学生(2020年度)  
の募集が始まりました

前回のメールマガジン Vol.114でも紹介いたしましたが、2月20日  
から下記ホームページにて応募に必要な書面の閲覧・ダウンロード  
が可能となりましたので、再度お知らせいたします。

○ひとり親家庭支援奨学金制度 奨学生募集(2020年度)

<http://zenbo.org/lp01/index.html>

○問合せ先

・全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体

(全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページより居住地の団体をご  
確認ください)

<http://zenbo.org/05sosiki.html>

・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 事務局

TEL: 03-6718-4088 FAX: 03-6718-4087

e-mail: support@zenbo.org

○奨学金制度の概要

[名称]「夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』」

[奨学金] 月額 30,000 円（返還不要、他の奨学金との併用可）

※奨学金の対象期間は 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日までの  
1 年間です。

※2019 年度奨学生が 2020 年度の奨学金を希望される場合、2020 年  
度の申請手続きが必要です（選考が実施されます）。

[募集数] 全国 400 名程度（各都道府県 4 名～）

[対象学年] 中学校 3 年生、高等学校（1～3 年生）

高等専門学校（1～3 年生）等に在籍する生徒

[対象地域] 47 都道府県

[応募資格] 下記の条件にすべて該当すること

- ひとり親世帯（母子家庭等）であり就学に関して経済的に困難な生徒
- 夢を実現するための意欲があり、社会貢献への積極的な姿勢のある品行方正な生徒
- 全国母子寡婦福祉団体協議会（以下、全母子協）加盟団体の会員、及び入会を希望する方の子ども（生徒）
- 会員登録している加盟団体、及び入会を希望する団体代表者が奨学生として推薦するに相応しい生徒  
（福島県、高知県、神奈川県（横浜市・川崎市は除く）は全母子協にて会員登録可能）

※以下の場合は申請（応募）の対象になりません。

- ・1 人あたりの収入平均額が 100 万円以上の場合  
（「申請書の記入要領」参照）
- ・2019 年度の学校出席率が 80% 未満の場合  
（正当な理由、また病気、ケガなどの診断書がある場合を除く）
- ・兄弟姉妹による複数の申請があった場合の年少者

(1世帯1名の申請)

[応募締切] 2020年4月28日(金) ※必着

次年度以降も卒業生数に合わせて追加募集を実施する予定です。

申請用紙などは全母子協ホームページ、または全母子協加盟団体に依頼して取得してください。

※申請時に収入に関する証明書、個人調査書(在学証明書(高校1年生))等を提出いただきます。

※提出書類において記載事実と異なる場合、採用を取り消す場合があります。

3月の予定 -----

◆「YELLながさき定期法律相談」

3月18日(水) 13:00~16:00 《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい場合は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください。

■編集後記 -----

◆2月28日はビスケットの日

著者調べではありますが、ビスケットの日となった由来を下に記載します。

パンの製法を学ぶため長崎に留学していた水戸藩(現在の茨城県中部・北部を治めた藩)の柴田方庵が、同藩の萩信之助にパン・ビスケットの製法を書いた「パン・ビスコイト製法書」を送付した日が安政2年2月28日とのこと。

